

道州制特区の推進に関する意見書

1 「道州制特別区域基本方針」及び「北海道道州制特別区域計画」の期間延長

特定広域団体である北海道は、平成19年4月以降、10の事務・事業について国からの移譲を受けたところであり、これまで北海道が実施していた事務・事業と一体的かつ効率的に処理することにより、申請窓口の一本化や事務の処理期間の短縮化といった道民・利用者の利便性の向上が図られています。

また、道民や市町村などの意見をもとに、国に権限移譲等を求める提案を行い、18項目については、道の提案の趣旨に沿って所要の措置が行われ、このうち「JAS法に基づく監督権限の移譲」などについては、全国措置されたところです。

こうした提案が実現したことにより、北海道はもとより、地方の裁量権の拡大につながってきているものと考えています。

道州制特区制度は、特定広域団体が国に対して権限移譲等を求めることができる重要な仕組みであり、地域のことは地域で決めることができる地域主権型社会の構築に向け、道州制や道州制特区に関する住民の理解や関心を高め、地域の特性を生かした自立的な地域づくりがより一層可能となるよう、今後も国から特定広域団体への権限移譲などを求める提案を積み重ねていくことが重要と考えています。

このため、これまでの取組に加え、特定広域団体へのさらなる権限移譲をはじめ、地方の裁量権の拡大を図っていく観点から、「北海道道州制特別区域計画」の根拠となっている「道州制特別区域基本方針」で定める計画期間については、道州制特区推進法附則第3条の規定を踏まえ、平成27年度まで延長していただきたい。

2 権限・財源の一体的移譲

地域主権の確立に向けて、地域主権戦略大綱においては、国と地方の役割分担や国・地方間の税財源のあり方を見直すこととされており、また、出先機関の原則廃止の関連では、地方自治体への事務・事業の移譲に伴う財源については必要な措置を講ずることとされています。

国から移譲される事務・事業の円滑な実施に向けて、必要な財源を確保するため、財源内訳の明示や交付金措置の義務規定化など、権限・財源の一体的移譲を担保する確実な制度設計について、御配意いただきたい。

平成24年1月20日

道州制特別区域推進本部長 野田 佳彦 様

道州制特別区域推進本部参与会議

参与 岡山県知事 石井 正 弘

参与 北海道知事 高橋 はるみ